

## ●最近の判例から

### 帳簿の記帳義務

専務理事 川合宏之

の書きかけの取引台帳の方が業法にいう帳簿であり、本件の手帳は帳簿ではないと判示している。なお、ほとんど同文の判決が昭53・12・22の大坂高判に見られる。当機構発行の「宅地・建物取引判例の要點」31ページを参照されたい。

宅地建物取引業法第四十九条によれば、業者は、その事務所ごとに、取引台帳を備え付け、取引のあつたつど、これに物件の所在・面積などを記載しなければならないことになっている。

これに関して、最高裁の判例が出されたので、その内容を調べてみよう（昭和60・3・26の刑事事件判決、シリリスト840・72、判例タイムズ554・167）。

二審判決で有罪とされたので、業者は、自分は手帳の方を業法にいう帳簿とするつもりであったのだから、帳簿かどうかという判断に当たっては、まず本人の意思により決めべきだといって上告したが、認められなかつた。

今回の判例によれば、業法の帳簿とは、

この業者は、いちおう取引台帳を事務所に備え付け、当初しばらくの間は記帳していたが、途中でそれをやめて、その後は携帯用の手帳に所要事項を記載し、これをカバンに入れて持ち歩いていた。なお、手帳の表題は「税務対策帳」となつていて、内容も第三者には必ずしもわかりやすい書き方でなかつたし、また、

最高裁は、この考え方立つて、当初

ところで、この刑事事件の詳しい背景はわからないが、善良な業者が平穏に営業しているとき、突如として記帳義務違反で起訴されたとは考えられないから、おそらくは消費者との間で別のトラブルが発生し、その余罪として業法違反が問題とされたのであろう。最悪の場合には、別のトラブルの方の嫌疑が晴れたのに、余罪だけが取り上げられたという可能性もある、ないではない。

業法第六十六条第一号によれば、業者が業法違反で罰金刑を受けたときは、必ず免許を取り消されることになつていて、罰金の額は些少であつても、業法違反は非常に重大な結果をもたらすことになる。業者が業法を忠実に守ることは、何よりも業者自身のためであるということができるであろう。